

発議案第4号

性犯罪に関する刑法の改正を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月10日

八千代市議会議長 木下映実 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	三田登

## 提案理由

国に対し、性犯罪に関する刑法の改正を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 性犯罪に関する刑法の改正を求める意見書

2017年の改正刑法では、強制性交等罪を非親告罪化し、強制性交等罪の被害者の女性以外への拡大、監護者性交等罪などの新設、強制性交等罪の法定刑の下限を3年から5年に引き上げるなどの抜本改正が行われたところである。

一方、関係団体等からの改正要求にもかかわらず、110年前の制定時のまま課題とされたのは、強制性交等罪などの「暴行・脅迫要件」の緩和もしくは撤廃、「性交同意年齢」の引き上げ、強制性交等罪の公訴時効の撤廃又は停止、配偶者間における強姦の処罰化、刑法における性犯罪に関する条文の位置等である。これらの課題は、性犯罪処罰規定が国際水準に到達するために改正が必要となっている。

国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」は、「性暴力は、身体の統合性と性的自己決定を侵害するものと定義すべきである」と勧告しており、強制性交等罪、性犯罪の保護法益は、人間の性的自由の保護にとどまらず、人間の尊厳、性的な人格権の保障とされているのである。

しかし、刑法の条文の位置は制定時のまま、社会的法益の第2編第22章「わいせつ、強制性交等及び重婚の罪」とともに規定されており、便宜的に、強制わいせつ、強姦は個人的法益に対する罪、わいせつ物販売罪等は社会的法益に対する罪と分けて考えているにすぎない。条文の位置を、「社会的法益に対する罪」から、「個人的法益に対する罪」へと明確にし、人間の尊厳を侵害する重大な犯罪と位置付けることが必要である。

内閣府調査によれば、無理やり性交等をされたことがある女性は8割が顔見知りの相手と指摘されているが、被害者の推計数6～7万人と比べ、警察での強制性交等罪の認知件数が1,000件程度と少ないのは、ほとんどの被害者が警察に相談できず、相談したとしても、加害者の暴行・脅迫が少ないと判断されれば、被害届は受理されないという実態がある。そのため、「暴行・脅迫要件」が処罰化の障壁になっている現状を改善するための改正が求められており、刑法の3年後の見直しとなる本年に、直ちに法制審議会で検討を開始すべきである。

よって、本市議会は国に対し、性犯罪に関する刑法の改正を強く求めるもの

である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

法務大臣様